

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5057	5057139			z02001	全庁		債権譲渡の譲渡先について、金融機関のほか、特定目的会社等を含め譲渡禁止特約を解除済み	d		債権譲渡禁止特約の解除については既に実施している。なお、各省統一のルールが策定されれば、当院としてはそれに則り対応することとなる。						(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金融債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金融債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール・譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一するを策定し、先買目的・譲渡目的に区分すべきである。地方公共団体についても同様の統一の取扱いすべきである。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁・地方公共団体が先買ルールの下で審美に取り組みることが求められる。		全庁	地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向けの金融債権については、譲渡禁止特約がされていることが多く、当該金融債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止特約適用の例外とする等、企業における売却債権を活用した資金調達の促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑と、不透明さ等の問題が残されている。
5066	5066004			z02002	全庁		債権譲渡の譲渡先について、金融機関のほか、特定目的会社等を含め譲渡禁止特約を解除済み	d		対応済み						社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金融債権の証券化に関する譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を促す。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		全庁	地方自治体	
5077	5077001			z02003	人事院、総務省、厚生労働省	国家公務員法第11条	育児休業の取得は、同一の子について、原則として1回に限られている。ただし、人事院規則で定める特別の事情がある場合には再度の育児休業が認められており、その特別の事情の一つとして、職員と配偶者が交互に子を養育することが限定的に認められている。これにより、現行制度の下でも、職員が育児休業の承認の請求の際に任命権者に対して育児休業計画書を提出し、職員が育児休業終了に引き続いて配偶者が3か月以上わたって子を常態として養育した場合には、職員は一回に限り再度の育児休業を請求することができる。	a		育児を行う職員が職務を完全に離れることなく(育児の責任も果たせるよう、常勤職員のみ1週間当たりの勤務時間を短くすることができる育児のための短時間勤務制の導入に向けて人事院において検討中。短時間勤務における勤務形態の一つとして、1週間のうち2日半勤務する形態を導入する予定であり、この場合、例えば、夫は月曜日(8時間)、火曜日(8時間)、水曜日の午前中(4時間)、妻は水曜日の午後(4時間)、木曜日(8時間)、金曜日(8時間)のような形で、夫婦が交替に育児を行うことが可能となる。	検討スケジュール(結論時期、措置時期)を明示された。	a		人事院は、本年8月8日、育児のための短時間勤務の制度の導入等のため国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われるよう、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出を行った。	新産市	1	A	育児休業取得方法の柔軟化	現状の制度下で育児休業を取得しようとした場合、どうしても長期休業を要する。職員の職歴の短縮やキャリア形成への影響を心配し、男性の取得が伸び悩んでいる。また、男性の取得が進展しない理由としては、「職場で男性が取得する雰囲気がない」という職場や社会の風潮が挙げられる。そこで、1週間単位で夫婦が交互に育児休業を取得できるようにすれば、男性もこれまでよりも気軽に取得できるような状況が生まれる。後々にも男性の取得率が増えれば、結果として「育児は女性」という社会全体の意識を変えていくことができるのではないかと考えられる。また、育児休業の選択が増えることで、これまでの女性の育児負担が軽減され、出産準備を減らし、出産後の復職の可能性が向上するとも考えられる。さらには、母親が自ら手で子どもを育てることで、保育所の需要が緩和され、待機児童の減少や自治体の負担した財政状況の改善につながるという効果もある。そして、何よりも親子の絆を深めるといった効果も見込まれることである。少子化対策を考えた上でも大変重要なことである。	本市は、次世代育成支援対策推進法に基づく(特定事業主として、特定事業主行動計画を策定し)「男性職員の育児休業、部分休業の取得率を平成21年度までに5%以上とする。ことを目標に掲げているが、これまで男性職員の育児休業取得率は1人1回に限り1回に限り1回に限り1回に見ても男性の育児取得率は0.5%にとどまっている(平成18年度厚生労働省調べ)」。この原因として、「育児は女性」という意識を持つ男性が依然として多いこと、長期の育児休業に入り職場を離れることへの抵抗感があると考えられる。新産市等では、育児に当たっては利用しやすい労働環境を整備(育児休業の取得が容易になる)など、取得しやすい制度を整備していき、男性も育児休業の取得が進むことが期待されている。そこで、1週間単位として夫婦が交互に育児休業を取得できるような育児休業の取得方法の柔軟化、選択制の導入をお願するのだが、制度の改善に当たっては、夫婦の勤務先により利用できる制度に差が生じては公平な観点から、政府の取組は公平な観点から、少子化対策を考えた上でも大変重要なことである。	(添付資料)平成18年6月21日付け日報新聞 平成18年6月25日付け毎日新聞	厚生労働省・人事院・総務省	本市では、市役所職員が1週間以上の単位で交互に育児休業を取得できるよう条例改正等を行う方向で検討を進めている。(平成18年9月定例市議会に上程予定)		
5083	5083004			z02004	全庁		人事院には審議会は設置されていない。									特定非営利活動法人「子ども無償環境を推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康推進対策部会や中央社会政策推進部会)などは公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会などは、審議会、税制調査会などは、財務省のホームページの審議会等には傍聴されていないが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議内容の詳細を知るには非常に困難である。タイムラグがあり過ぎる。また、審議会の議事録が公開される前に、記者会見や意見書を出す場合もあるが、あわせて審議会(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早くなっていく政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を確保し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全庁		